

# 移転申請時の申告価格(第一計画期間の整理期間)

## 排出量取引運用ガイドライン

移転時の申告価格は、「一定量の移転申請が確保できる段階でこれを集計し、公表していく。」と記載していることを踏まえ、第一計画期間は次のとおり公表した。

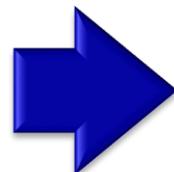
対象 クレジット (Cr.)
集計 期間
集計 方法

次の区分ごとに集計

- (ア) 超過削減量、都内中小Cr.、都外Cr.、埼玉連携Cr.
- (イ) 再エネCr.(※)今回は対象なし

2015年10月から2016年3月まで

制度対象事業者が義務履行のために行った取引のうち、価格記載のあったものについて、**取引量レンジごとの加重平均を算出**



**集計対象となった取引件数 22**

【取引量レンジごとの加重平均】

	1,000t 以下	1,000t 超
加重平均 (円/t-CO <sub>2</sub> )	<b>1,365</b>	<b>506</b>

※取引量は、50t台～10,000t台である。

※全取引のうちクレジット移転時に価格記載のあった一部の事案を集計したものであるため、加重平均値として算出している数値も現在の取引の実態を示すものではなく、あくまで限られたデータの中での統計値である。

※第2計画期間における申告価格は、集計が完了次第、環境局HPに公表予定